

令和5年5月 No.164



くねっぴ社協だより

〔発行〕 社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会
〔住所〕 訓子府町東町398番地訓子府町総合福祉センター「うらら」内
〔連絡先〕 TEL: 47-3536 / FAX: 47-5556
〔ホームページ〕 www.shakyo.or.jp/hp/128/



ふれあい昼食会は町内に住む70歳以上の単身世帯の方を対象に毎月開催していたもので、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止していました。中止期間には「社協ふれあいサロン」として飲食を伴わない形式で開催していましたが、今回はこれまでの昼食会と同様に協力員（ボランティア）手作りの昼食を食べながら、余興や参加者どうしでの交流を楽しまれていました。ふれあいサロンから民生委員児童委員の皆さんにも参加者へのお手伝いなどの協力をいただいております、総勢72名の賑やかな昼食会となりました。



お誕生日プレゼント贈呈



協力員手作りのお弁当



ピンゴゲーム

※この社協だよりは、赤い羽根共同募金の助成の一部で発行しています。

令和5年度 訓子府町社会福祉協議会事業計画

■社会福祉事業

1. 事業方針

人口減少や急速な少子高齢化、地域社会の脆弱化などにより社会構造や人々の暮らしが急激に変化し、私たちの生活環境も大きく変容してきています。これらを要因として近年は、高齢者世帯の増加や核家族化、ひきこもりなどによる８０５０問題、育児と介護が同時進行するダブルケア、児童・高齢者の虐待や貧困問題、さらには新型コロナウイルス感染拡大による外出の自粛なども加わり、社会的孤立がより一層顕在化するなど、複雑化・複合化した新たな地域生活課題への解決策が急務となっています。

こうした状況の中、地域福祉の推進という社会福祉協議会の理念に基づき、地域住民が互いに人格や個性を尊重し、誰もが支え合いながら住みなれた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」のため、町内会・実践会の皆さまのご支援ご協力をいただきながら、行政、民生委員児童委員、ボランティア、各関係機関・団体など地域住民と地域の多様な主体との協同による「地域共生社会」の実現を目指して、福祉活動の推進に努めてまいります。

2. 事業計画

(1) 法人運営

- ①自主財源の確保
- ②組織体制の確保（理事会、評議員会の開催）
- ③監事監査の実施（年４回）
- ④役員研修の実施
- ⑤職員の資質向上のため各種研修会等へ職員派遣
- ⑥広報事業（社協だより、ホームページ、パンフレット）
- ⑦関係機関との連携

(2) 地域福祉事業

- ①ふれあい昼食会の開催
（毎月1回、70歳以上の単身高齢者を対象にして開催）
- ②小地域ネットワーク事業の推進
- ③ボランティア振興基金助成事業
- ④生活支援コーディネーターの配置（町受託事業）
- ⑤日常生活自立支援事業の実施（道社協受託事業）
- ⑥社協のあずかりサービス事業の実施
- ⑦成年後見制度の推進〔訓子府町一時相談窓口の開設〕

(3) ボランティア活動推進事業

- ①ボランティアセンターの運営
- ②個人及びボランティア団体との連携、支援
- ③町内各学校ボランティア活動への助成
- ④ボランティアポイント事業の実施
- ⑤災害時のボランティア活動の体制整備

(4) 共同募金配分金事業

- ①訓子府町共同募金委員会の事務局を担当し、各種事業の実施
- ②共同募金委員会及び理事会の実施
- ③赤い羽根共同募金運動の実施
- ④共同募金配分金事業（事業費助成）
 - ・広報誌発行事業
 - ・ボランティアセンター運営事業
 - ・交通安全資材配布事業
 - ・老人クラブ連合会助成
 - ・身体障害者福祉協会助成
 - ・子ども会育成連絡協議会助成
 - ・遺族会助成
 - ・クリスマスお楽しみ会事業（民生委員児童委員協議会）
 - ・ふれあい昼食会事業
- ⑤歳末たすけあい運動の実施
 - ・歳末たすけあい募金運動の実施
 - ・歳末まごころプレゼント事業の実施

(5) 身体障がい者福祉事業

- ①障害者外出支援サービス事業の実施（町受託事業）
- ②身体障害者福祉協会訓子府分会の事務局を担当し、活動費の助成及び各種事業の実施

(6) 高齢者福祉事業

- ①声かけ郵便事業の実施
- ②夜光反射材付の杖を希望者へ無償配付
- ③訓子府町老人クラブ連合会の事務局を担当し、活動費の助成及び各種事業の実施

(7) その他関係福祉団体との連携

- ①北見地区保護司会訓子府町分区の事務局を担当し、各種事業を実施
- ②社会を明るくする運動訓子府町地区推進委員会の事務局を担当し、活動費の助成及び各種事業の実施
- ③釧路更生保護協会訓子府町分会の事務局を担当し、各種事業の実施
- ④訓子府町遺族会の事務局を担当し、活動費の助成及び各種事業の実施

(8) 福祉資金貸付事業

- ①生活資金等を一時的に必要とする世帯へ貸付
- ②負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中に生計を維持するための医療資金貸付
- ③道社協生活福祉資金貸付各種制度の利用促進及び借入事務
 - ・総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金、福祉費）、教育支援資金等

(9) その他の事業

- ①日本赤十字社訓子府町分区の事務局を担当し、赤十字活動を推進
- ②高齢者災害弱者の救援活動について、各関係機関との連携
- ③災害被災者への見舞金贈呈
- ④葬儀用供花ポスターの頒布
- ⑤収集活動の実施（リングブル、古切手）
- ⑥物品貸与事業（車イス、レクリエーション用具）
- ⑦誕生証書の贈呈

■訪問介護事業

1. 事業方針

介護保険制度等によるケアプラン（居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書）に沿った訪問介護並びに、障害者総合支援法による障がい者・障がい児の訪問介護を行い、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、介護保険認定対象外の方や、障害者総合支援法及び町が行うホームヘルプサービス（受託事業）を受けることができない高齢者や障がい者等に対して、利用者の実費負担による社協独自の事業を継続して実施し、より質の高いサービスの提供を心がけ、ご利用者、ご家族皆様に支持される事業所となるよう努めてまいります。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護業務（入浴、排泄、食事、通院介護 等）
- (3) 生活援助業務（調理、掃除、洗濯 等）
- (4) 社協の訪問介護事業の実施
- (5) 町ホームヘルプサービスの受託
- (6) 声かけ訪問の実施
- (7) 生活情報等の提供
- (8) 生活上の相談・助言
- (9) 家族との連絡調整
- (10) 資質向上のための各種研修会等へ職員派遣

■居宅介護支援事業

1. 事業方針

介護支援専門員は、要介護・要支援に認定されたご利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮し、ご利用者の選択に基づき、多様な社会資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センターをはじめ、指定居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図るとともに、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めてまいります。

- (1) 要介護・要支援者の心身の状況及び家族状況等の実態把握
- (2) 介護相談と訪問指導、助言
- (3) 介護保険居宅サービス計画の作成
- (4) 介護予防サービス計画作成等にかかる業務（受託）
- (5) 介護保険認定調査（受託）
- (6) 住宅改修の相談
- (7) サービス利用の手続き代行、利用調整
- (8) 福祉用具の展示、選定、使用方法の指導、助言
- (9) 町の在宅福祉サービス・地域支援事業に係る情報収集業務及び申請代行
- (10) 居宅介護支援専門員の現任研修及び各種会議・研修会等へ職員派遣

令和5年度 訓子府町社会福祉協議会収支予算

【収入の部】

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減 (%)	説 明
会費	1,061	1,074	-1.2%	個人・法人による会費
寄付金	800	800	0.0%	一般・指定寄付
経常経費補助金	39,493	37,739	4.6%	町補助金
受託事業収入	4,376	3,004	45.7%	町及び道社協からの受託金
共同募金配分金	1,351	1,401	-3.6%	赤い羽根共同募金等の助成金
介護保険収入	13,757	14,986	-8.2%	
訪問介護事業	7,749	7,969	-2.8%	介護給付費等
居宅介護支援事業	6,008	7,017	-14.4%	介護給付費等
障害福祉サービス収入	674	876	-23.1%	介護給付費等
訪問介護サービス収入	96	67	43.3%	社協訪問介護利用料
貸付事業収入	79	96	-17.7%	福祉資金貸付事業償還金
雑収入	211	96	119.8%	
受取利息等配当金	4	4	0.0%	
サービス区分間繰入金収入	300	300	0.0%	
積立預金取崩収入	500	500	0.0%	
前期末支払資金残高	969	955	1.5%	前期繰越金
合 計	63,671	61,898	2.9%	

【支出の部】

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減 (%)	説 明
人件費	50,220	50,213	0.0%	職員給与等
事業費	3,652	3,957	-7.7%	各種事業経費
事務費	4,424	4,405	0.4%	事務費等諸経費
共同募金配分金事業費	1,191	1,171	1.7%	配分金各種事業経費
貸付事業支出	849	852	-0.4%	福祉資金貸付事業貸付金
サービス区分間繰入金支出	300	300	0.0%	
固定資産取得支出	2,035	0	—	ハードウェア取得支出
積立預金積立金支出	200	200	0.0%	
予備費	300	300	0.0%	
当期末支払資金残高	500	500	0.0%	
合 計	63,671	61,898	2.9%	

令和5年度 社協会員会費募集のお願いについて

社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として社会福祉法にて位置付けられ、公共性と公益性をもった民間の福祉団体です。本会が行っている福祉事業に要する財源は訓子府町からの補助金をはじめ、社協会員会費や寄付金、赤い羽根共同募金配分金等で賄われており、中でも町民の皆さまからの会費は貴重な自主財源となっております。

皆さまからの会費は本会運営に係る経費や地域福祉推進事業費だけでなく、幅広く地域に根差した各種事業に有効に活用させていただいているため、社協会員会費のご協力をいただくことで、訓子府町の地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持ち合わせております。

本年度につきましても、地域の誰もが『安心・安全』に暮らせるまちづくりを目指し、各種事業の推進に努めてまいります。『社協会員会費』へのご理解をいただき、継続したご協力と新たな会員の加入をよろしくお願いいたします。

■社協会員会費〔年額〕

- 戸 別：一口500円(6月頃に町内会、実践会をとおしてご依頼させていただきます。)
- 事業所等：一口1,000円(6月頃に文書にてご依頼し、社協役員が訪問し直接お願いに伺います。)

NEW

成年後見制度に関する 一時相談窓口を開設しました

成年後見制度とは認知症や知的障がい・精神障がいなどで福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度です。成年後見制度には判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気づちにあらかじめ任意後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。ご本人に代わって生活に必要な契約や手続き、財産管理などを行うのが後見人です。

4月1日からこの成年後見制度利用に係る相談窓口を開設いたしました。制度や申立てに関する手続きなど、お気軽にご相談下さい。

NEW

社協のあずかりサービス

「社協のあずかりサービス」は本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった場合に、必要な医療、福祉、生活サービスを継続し安定した生活が営めるよう、本会が本人または親族に代わって金銭管理を行う事業です。対象は町内に在住する病院や施設にて一時的に入院、入所されている方や日常生活自立支援事業、成年後見制度など適切な金銭管理を行うための準備中である方です。金銭管理にお困りの方、不安のある方は社協までご相談下さい。

■利用料 支 援：1,200円/1時間
(1時間以降 600円/30分)
交通費： 300円/1回

レクリエーション用具をお貸しします

地域でのサロン活動や老人クラブ活動、町内会、実践会活動等に活用いただくことを目的にレクリエーション用具の貸出しをしています。ご利用になりたい方は社協までお問合せ下さい。

■貸し出し用具

- ・スティックリング
- ・ドレミマット
- ・ハッピーボウリング
- ・ソフトダーツ
- ・スロットボール
- ・カーリンコン
- ・ふまねっと
- ・輪投げ
- ・ペタンク
- ・正確投げ



『生活資金』・『医療資金』を 貸付いたします

経済的な理由で一時的に資金を必要とする方、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中に生計を維持するために必要な「生活資金」・「医療資金」を貸付けします。

■貸付限度額：50,000円

■「生活資金」の貸し付けにつきましては、連帯保証人が必要となります。

■医療資金の貸し付け要件

- ・医療費の支払いが貸付け金額の概ね5割以上となること
- ・医療機関が発行する領収書等を2か月以内に提示すること（連帯保証人不要）

令和5年度 日赤会費募集のお願い

毎年5月は赤十字運動月間です。

日本赤十字社では、災害援護奉仕活動や献血事業など、人間愛に基づく活動を行っています。この活動を支えているのは、町民の皆さまからご協力をいただいております会費です。

この運動は例年、5月1日から31日までの1か月間、全国一斉に実施されます。昨年度本町では555,500円の協力がございました。

本年度につきましても、町内会、実践会を通してご依頼をさせていただきますので、昨年度に引き続き、町民の皆さまの心あたたまるご協力をお願いいたします。

「自宅でできるラクラク運動」「新訓子府音頭」 DVD無料で差し上げます



居武士小学校より リングブル

居武士小学校よりリングブルが寄贈されました。寄贈されましたリングブルは江別市野幌商店街の有志で運営されるリングブル再生ネットワークに、福祉用具への交換を目的に送ります。ご協力ありがとうございました。

社協では福祉用具への交換を目的にリングブルを集めています。皆様のご協力をお願いいたします。
※缶詰についてはふたを取り外し、リングブルのみにしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

新規採用職員の紹介

令和5年4月1日付で本会訪問介護事業所に採用になりました。皆さまよろしくをお願いいたします。



佐藤 薫
訪問介護員(ホームヘルパー)



武藤 愛奈
訪問介護員(ホームヘルパー)

あたたかいご寄付を ありがとうございます

▽香典返しにかえて

鈴木 英二 様(帯広市)
森岡 道雄 様(実郷)
中川 和則 様(旭川市)
水上 一男 様(日出)
石井 照明 様(西幸町)
佐藤 辰則 様(高園)
余湖 信江 様(大町)
上原 豊茂 様(駒里)

後藤 武男 様(穂波)
八 鍬 光 邦 様(東幸町)
稲 熊 重 幸 様(東幸町)
中 野 洋 子 様(美園)
深 見 睦 子 様(東町)
山 本 光 子 様(東幸町)
中 田 正 美 様(穂波)
佐々木 直 樹 様(穂波)

島田 弘樹 様(高園)
鏡 徹 男 様(実郷)
東 均 様(日出町)
富山 香緒利 様(北見市)

▽設立60周年記念事業に際して
中央長寿会 様

▽母が生前お世話になった感謝の気持ち
湯本 敦 様(東町)

あたたかいご寄付をお寄せいただき、厚くお礼申し上げます。皆様のご厚意に感謝し、地域の福祉活動に活用させていただきます。
(令和4年12月11日～令和5年4月10日)